

(19) 日本国特許庁(JP)

再公表特許(A1)

(11) 国際公開番号

WO2018/143108

発行日 平成31年2月7日 (2019.2.7)

(43) 国際公開日 平成30年8月9日 (2018.8.9)

(51) Int. Cl. F I テーマコード (参考)
HO4M 3/42 (2006.01) HO4M 3/42 R 5K201
 HO4M 3/42 U

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 19 頁)

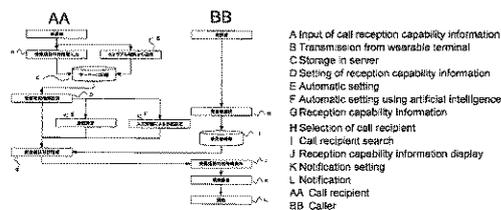
出願番号 特願2018-513567 (P2018-513567)	(71) 出願人 518043209
(21) 国際出願番号 PCT/JP2018/002603	geekline 合同会社
(22) 国際出願日 平成30年1月22日 (2018.1.22)	神奈川県相模原市南区相模台2-12-17
(11) 特許番号 特許第6368887号 (P6368887)	
(45) 特許公報発行日 平成30年8月1日 (2018.8.1)	(74) 代理人 100109896
(31) 優先権主張番号 特願2017-29451 (P2017-29451)	弁理士 森 友宏
(32) 優先日 平成29年2月3日 (2017.2.3)	(72) 発明者 内川 拓也
(33) 優先権主張国 日本国 (JP)	神奈川県相模原市南区相模台2-12-17
	(72) 発明者 内川 天
	神奈川県相模原市南区相模台2-12-17

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 おもいやり電話送受信通話サービス方法。

(57) 【要約】

【課題】生活リズムの違う相手と連絡を取り合う時、初見の相手や、敏感な相手、敏感な時間帯に、おもいやりのある電話送受信通話サービス方法を提供すること。【解決手段】受信者が、受信者の固有情報と受信通話可否情報をインターネットを介してサーバーに入力すると、サーバーが受信通話可否情報を取得して設定し、発信者が、携帯電話内記憶媒体やインターネット網での別途サービス内で表示される連絡先情報を呼出して、受信者を選択し、選択された受信者の連絡先がサーバー内記憶媒体へ記録されている場合には、サーバーは受信者の受信通話可否情報を取得して、発信者に対して受信者が受信通話できるかの状況を携帯電話上の画面へ表示することで、携帯電話網、及びインターネット網で発信者が電話を発信する前に、電話を受ける受信者が着信の可否を発信者へ事前に知らせることができる。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

携帯電話網、及びインターネット網で発信者が電話を発信する前に、電話を受ける受信者が着信の可否を発信者へ事前に知らせる方法であって、

受信者が、受信者の固有情報と受信通話可否情報をインターネットを介して、サーバーに入力される入力ステップと、サーバーが、受信通話可否情を取得し設定するステップと、サーバーが前記発信者に対して、前記受信者が受信通話ができるかの状況を携帯電話上の画面へ表示するステップと、を備えていることを特徴とするおもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 2】

受信者が受信通話が可能な時間へ経過後、サーバーが電子メール、プッシュ通知、ショートメールにて前記発信者へ通知するステップと、を備えていることを特徴とする請求項 1 記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 3】

サーバーが、前記受信者の固有情報がサーバー内記憶媒体に記憶されているかどうかを判断する判断ステップと、

前記サーバー内記憶媒体に前記受信者の固有情報、受信通話可否情報が記憶されていない場合には、前記受信者の固有情報を前記サーバー内記憶媒体に記憶させる記録ステップと、

を備えていることを特徴とする請求項 1 記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 4】

前記発信者は、携帯電話内記憶媒体やインターネット網での別途サービス内で表示される連絡先情報を読み取り、前記発信者が電話発信前に、受信者が受信通話可能かを事前に知らせる方法を備えていることを特徴とする請求項 1 記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 5】

前記発信者は、携帯電話内記憶媒体やインターネット網での別途サービス内で表示される連絡先情報を読み取り、前記受信者が特定の発信者に対しての受信通話可否情報を発信者の携帯電話の画面上へ表示させる方法を備えていることを特徴とする請求項 1 記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 6】

サーバーが、前記受信者の受信通話可否情報を人工知能により自動で設定するステップと、人工知能を利用して設定された内容を受信者が変更できること

を備えていることを特徴とする請求項 1 記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 7】

携帯電話やウェアラブル端末からのヘルス情報や、携帯電話やウェアラブル端末のジャイロ情報、GPS 情報を元に、着信を受けたくないことを、携帯電話網、インターネット網を利用しサーバーへ送信し、自動に設定すること

を備えていることを特徴とする請求項 1 記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 8】

前記携帯電話やウェアラブル端末から受けた情報と、受信者と発信者双方の保有する携帯電話内連絡先、インターネット網サービスの連絡先の全ての発信受信履歴とを、人工知能を利用しサーバーにて自動設定すること、

を備えていることを特徴とする請求項 1 記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 9】

人工知能を利用しサーバーにて自動設定を行う為の元情報として、気象情報と、交通情

10

20

30

40

50

報と、請求項 8 記載の情報とで、人工知能を利用しサーバーにて自動設定すること、
を備えていることを特徴とする請求項 1、請求項 8 記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 10】

前記発信者及び、前記受信者がインターネット網での電話を用いる場合、インターネット網電話の ID を前記電話番号の代用とすること、

を備えていることを特徴とする請求項 1、請求項 7、請求項 8 記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

10

【0001】

本発明は、おもいやり電話送受信通話サービス方法。に関する。

【背景技術】

【0002】

受信者は電話を受けるタイミングにて、現在運転中です。現在電話に出ることができません。と発信者へ着信時もしくは、携帯電話網が切断されている時、電源切断時、着信拒否時、発信者へ前記の通知を行える

受信者が予めビジーモードにしている場合、発信者が発信し、受信者の電話へ着信があると、現在電話に出ることができません、緊急の場合は 15 秒以内におかけなおし下さいと、携帯電話から音声再生され、15 秒以内に発信者が電話を発信すると、受信者の電話にて通常着信される。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

特許文献 特許文献 1：特開 2004 - 23367 号公報

特許文献 特許文献 2：特開 2002 - 111788 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、前記文献 1 の従来の発信者への通知方法において、受信者への着信時にアクションが起こる為、生活リズムの違う相手と連絡を取り合う時に問題がある。昼の就業と深夜の就業の 2 者や、就寝時間の不規則な長距離運転手への連絡時などがあげられる。

30

また、携帯電話の電源切断時、着信拒否、ビジーモードのみでは発信者へ受信通話可能時間を通知するには別途手段として、事前に電話やメールにて通達しないとならない。かつ、ビジーモードにした場合、受信通話が必須な発信者との通話ができない問題がある。

前記文献 2 の従来の発信者への通知方法は、緊急時においても発信者は 2 度受信者へ電話の発信を行わなければならない、かつ、地震災害時、携帯電話網が繋がりにくいタイミングにおいても、15 秒以内に 2 度発信と着信を成功させなければならない。

また、発信者は受信者の受信通話可能時間を知るには、必ず応答音声メッセージへ受信通話可能時間を音声として録音しなければならない。その録音音声は、受信者が着信する、全ての発信者向けの応答音声メッセージとなることにも問題がある。

40

本発明は上記事情に鑑みて成されたものであり、生活リズムの違う相手と連絡を取り合う時、初見の相手や、敏感な相手、敏感な時間帯での、おもいやりのある電話送受信通話サービス方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明は、上記課題を解決するため、以下の手段を採用する。

本発明に係る電話送受信通話サービス方法は、携帯電話網、インターネット網から、電話を発信する発信者が発信する前に受信者の受信通話可否状況を把握できるおもいやり電

50

話送受信通話サービス方法であって、受信者がサーバーへ連絡の取れない、取りたくない時間を入力と、登録された音声または、録音された音声を設定と、で受信者の受信通話可設定内容を表示、再生することにより発信者が電話を発信する前に、受信者の受信通話可否情報を知る仕組みを要する。

受信者はサーバーに受信者の固有情報と受信通話可否情報を入力、設定する仕組みと、自動にて受信者の受信通話可否時間を設定する仕組みを要する。

発信者は、発信者がもつ携帯電話内連絡先、インターネット網サービスの連絡先から、携帯電話網もしくは、インターネット網の電話を用い発信する。発信する直前にて、発信者の携帯電話上へ受信者の受信通話可否情報を表示させる仕組みと、を要する。

発信者は携帯電話上へ表示された、または携帯電話から再生された音声にて、受信者の受信通話可否情報を事前に知ることができ、電話を実際に発信するか、発信しないかの判断を事前に行うことが可能となり、受信者がサーバーへ設定した受信通話可否情報により、発信者は受信者の都合の良い時間がわかる仕組みを要する。

また、発信者が受信者の設定した時間を過ぎた後、サーバーから発信者へ受信者が受信通話可能の旨、電子メールアドレス、ショートメール、push通知を用いて文章にて発信者に通知する通知ステップと、通知を受けプログラムの起動する仕組みと、通知を受けるか否かの設定情報をサーバーへ保存する仕組みを要する。

また、本発明に係る、おもいやり電話送受信通話サービス方法は、携帯電話やウェアブル端末から送信された、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報をサーバーが受信し、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報を元に自動で受信通話可能時間を設定する仕組みを要する

さらに、携帯電話やウェアブル端末から受けたジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報と、過去の受信通話可否情報と、受信者と発信者双方の保有する携帯電話内連絡先、インターネット網サービスの連絡先全ての発信受信履歴とで、人工知能を利用しサーバーにて、高度な自動設定として受信者の受信通話可否情報として自動生成されることを特徴とする。

【発明の効果】

【0006】

本発明によれば、自分の受信通話の可能時間を事前に発信者へ通知することが容易となる。

受信通話可能時間を事前に知ること、生活タイミングの違う相手や、初見の相手、仕事上のやり取りの必要な相手への電話が容易となる。

【図面の簡単な説明】

【0007】

【図1】本発明の実施形態に係るおもいやり電話送受信通話サービス方法の全体フロー図である。

【図2】本発明の実施形態に係るおもいやり電話送受信通話サービス方法を実行するためのシステム構成図である。

【図3】本発明の実施形態に係る、おもいやり電話送受信通話サービス方法の受信者が受信通話可否情報を設定するステップを示すフロー図である。

【図4】本発明の実施形態に係る、おもいやり電話送受信通話サービス方法の受信者がもつウェアブル端末からの情報で設定を行うステップを示すフロー図である。

【図5】本発明の実施形態に係る、おもいやり電話送受信通話サービス方法の発信者が発信先の受信者を呼出し、発信先の受信者の受診可否情報を表示させ、受信通話可能時間となった後の通知を行わせる設定のステップを示すフロー図である

【発明を実施するための形態】

【0008】

本発明に係る一実施形態について、図1及び図2及び図3及び図4及び図5を参照して説明する。

本実施形態に係るおもいやり電話送受信通話サービス方法は、インターネット上のサー

10

20

30

40

50

ビスサイト上に設けられ、図1に示すように、受信者が受信通話可否情報を入力(A)と、ウェアブル端末から送信(B)されて情報をサーバー内記憶装置にてサーバーに記録(C)し、予め、受信通話可否情報設定(D)を行う。

受信通話可否情報の設定の受信者の入力情報以外の方法として、携帯電話やウェアブル端末から送信された、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報の変動による自動設定(E)と、

携帯電話やウェアブル端末から送信された、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報と過去の受信通話可否情報と、受信者と発信者双方の保有する携帯電話内連絡先、インターネット網サービスの連絡先全ての発信受信履歴とで、より高度な人工知能を利用した自動設定(F)を選択し設定する。

入力、設定した情報は、受信者の受信通話可否情報(G)としてサーバー内記憶装置に記録される。

発信者は、携帯電話内記憶媒体やインターネット網での別途サービス内で表示される連絡先情報と呼出し、受信者を選択(H)する。選択された受信者がサーバー内記憶媒体へ存在するかを検索し、受信者検索(I)された受信者が存在した場合、受信者の受信通話可否情報(G)を取得し、発信者携帯電話上へ受信通話可否情報が表示(J)される。

発信者の携帯電話上へ受信者の受信通話可否情報が受信不可能な時間と表示された場合、発信者は、受信者の受信通話不可能時間が過ぎた後、サーバーから発信者へ受信者が受信通話可能の旨、電子メールアドレス、ショートメール、push通知を用いて文章にて発信者に通知を送る通知設定(K)を行うことができる。通知を受ける設定を行った場合、発信者はサーバーから通知(L)を受けることができる

本実施形態に係るおもいやり電話送受信通話サービス方法は、インターネット上のサービスサイト上に設けられ、図2に示すように、受信者の受信者の固有情報と受信通話可否情報が記録された受信者の固有情報、受信通話可否情報保存手段2と、接続されたサーバー1と利用者となる発信者の携帯電話3、受信者の携帯電話4、携帯電話内連絡先、携帯電話会社の顧客情報5、インターネット網サービスの連絡先6、受信者のウェアブル端末7によって実現することができる。

受信者が、受信通話可否情報を入力しサーバーへ記録、記録された受信通話可否情報を設定する方法について具体的に説明する。

この方法は、図3に示すように、入力ステップ(J01)と、取得ステップ(J02)と、設定ステップ(J03)と、手動設定ステップ(J04A)と、自動設定ステップ(J04B)と、人工知能による設定ステップ(J04C)と、記録ステップ(J05)と、を備えている

まず、入力ステップ(J01)では、受信者の固有情報と、受信通話可否情報とがインターネットを介してサーバー1に入力される。

一方、過去に固有情報を入力している場合または、携帯電話会社の顧客情報5やインターネット電話会社の顧客情報6とおもいやり受信通話サービスの方法が連携を行った場合、受信者の固有情報が、外部にある携帯電話会社の顧客情報5やインターネット電話会社の顧客情報6から読み出され、受信者は読み込まれた固有情報と受信通話可否情報をインターネットを介してサーバー1に入力されサーバーが取得(J02)する。

設定ステップ(J03)では、入力した、受信通話可否情報を手動で設定を行うか、自動設定を行うか、人工知能でより高度な自動設定を行うかを選択し設定を行う。

また、応答メッセージを入力、選択、もしくは応答音声を録音、選択を行う。ここで受信者は自身の属性情報として性別、年齢、職業を入力しサーバー1へ通知も行える。

そして、手動設定ステップ(J04A)を選択した受信者は、受信通話可否情報の設定を行う

一方、携帯電話やウェアブル端末から送信された、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報の変動にて自動設定を行う自動設定ステップ(J04B)か、受信者の固有情報と受信通話可否情報保存手段2から過去に設定した情報を読みだし、読みだした情報と属性情報、携帯電話やウェアブル端末から送信された、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報

10

20

30

40

50

、気象情報、交通情報、受信者と発信者双方の受信発信履歴を元に受信者の代わりに人工知能が受信通話可否情報の設定を行う、人工知能を利用して設定ステップ（J04C）を選択する。

こうして、記録ステップ（J05）では、受信者がサーバーへ入力した内容と、設定した内容と、がサーバー1内記憶媒体へ記録され、保存される。

次に、受信者のもつ、携帯電話、スマートウォッチ等のウェアブル端末から送信された、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報をサーバーが受信し、自動で受信通話可能時間を設定する仕組みについて具体的に説明する。

この方法は、図4に示すように、送信ステップ（JS01）と、取得ステップ（JS02）と、記録ステップ（JS03）と、設定ステップ（JA01）と、自動設定ステップ（JA02X）と、より高度な人工知能による設定ステップ（JA02Y）と、記録ステップ（JA03）と、を備えている

まず、送信ステップ（JS01）では、携帯電話、スマートウォッチ等のウェアブル端末から、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報がインターネットを介して送信（JS01）され、サーバー1にて取得される（JS02）。取得した、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報は、サーバー1内記憶媒体へ記録される（JS03）。

設定ステップ（JA01）では、自動設定の方法を設定する。

送信されたジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報を元に、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報の変化により受信通話可否情報を生成し自動設定（JA02X）を行うか、前記ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報、属性情報、気象情報、交通情報、受信者と発信者双方の受信発信履歴を元に、より高度な人工知能を用いた受信通話可否情報を生成する自動設定（JA02Y）を行うかを選択し設定を行う。

選択、設定した内容は、記録ステップ（JA03）にて、サーバー1内記憶媒体へ記録される。

次に、発信者から受信者へ発信を行い、受信通話可否情報の取得と表示、

そして受信者が受信通話可能となるタイミングにて、発信者が通知を受けるまでの仕組みについて具体的に説明する。

この方法は、図5に示すように、受信者の電話番号やインターネット電話のIDを読みだす呼出ステップ（H01）と、連絡先の確認ステップ（H02）と、取得ステップ（H03）と、表示ステップ（H04）と、通知設定ステップ（H05）と、記録ステップ（H06）と、通知ステップ（H07）と、通常発信ステップ（H08）と、を備えている。

まず、発信者は携帯電話内記憶媒体やインターネット網での別途サービス内で表示される連絡先情報を呼出し（H01）、発信先である、受信者の連絡先がサーバー1内記憶媒体へ記録されているかを確認する（H02）。

サーバー1内記憶媒体へ、連絡先が存在しない場合は通常発信（H08）となる。

一方、発信先である、受信者の連絡先がサーバー1内記憶媒体へ記録されている場合、受信者の受信通話可否情報を取得（H03）する。

取得した受信者の受信通話可否情報により、受信者が受信通話可能な場合、通常発信（H08）される。

一方、受信者が受信通話不可能な場合、発信者の携帯電話上へ受信通知不可能な旨表示する（H04）。

発信者は、受信者の受信通話不可能な時間が過ぎた後、通知が必要か不要かを、通知設定ステップ（H05）にて設定を行う。

通知設定の内容は、記録ステップ（H06）にてサーバーへ記録される。

前記通知設定ステップにて、通知が必要な設定を行っている場合、通知ステップ（H07）にて、発信者が受信者の設定した時間を過ぎた後、サーバー1から、発信者へ受信者が受信通話可能の旨、電子メールアドレス、ショートメール、push通知を用いて文章にて通知が行われる。

この発明によれば、発信者は事前に受信者が受信通話可能かを知ることができ、また、

10

20

30

40

50

受信通話不可能な時間を過ぎた後、サーバー 1 から、受信可能な旨の通知を受けることができ、生活タイミングの違う相手や、初見で仕事上のやり取りの必要な相手への電話を、ストレス無く、通話へつなげることができる

なお、本発明の技術範囲は上記実施の形態に限定されるものではなく、本発明の趣旨を逸脱しない範囲において種々の変更を加えることが可能である。

【産業上の利用可能性】

【0009】

携帯電話を利用した着信通話における利便性を高めることができる。

【符号の説明】

【0010】

A 受信者の受信通話可否情報入力ステップ
 B 受信者のウェアブル端末から送信ステップ
 C 受信者が入力した受信通話可否情報、送信したジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報をサーバーに記録するステップ

D 受信者の受信通話可否情報設定ステップ

E 受信者の受信通話可否情報設定を、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報から、自動設定を行うステップ

F 受信者の受信通話可否情報設定を、ジャイロ情報、GPS情報やヘルス情報、受信者と発信者双方の保有する携帯電話内連絡先、インターネット網サービスの連絡先全ての発信受信履歴から、より高度な人工知能による自動設定を行うステップ

G 受信者の設定した受信通話可否情報

H 発信者が受信者を選択するステップ

I 発信者が受信者をサーバー内記憶媒体から検索するステップ

J 発信者の携帯電話上へ受信者の受信通話可否情報が表示されるステップ

K 受信者の受信通話可否情報が不可能な時間帯の場合、サーバーから発信者へ通知を行うかを設定する、通知設定ステップ

L 受信者の受信通話可否情報が不可能な時間帯の場合、サーバーから発信者へ通知を行うステップ

1 サーバー

2 受信者の固有情報、受信通話可否情報保存手段

3 発信者携帯電話

4 受信者携帯電話

5 携帯電話会社の顧客情報

6 インターネット電話会社の顧客情報

7 ウェラブル端末

J01 受信者の入力ステップ

J02 受信者の情報をサーバーが取得するステップ

J03 受信者が行う手動設定、自動設定、より高度な人工知能による自動設定か、を選択する設定ステップ

J04A 受信者の行う手動設定ステップ

J04B 受信者の行う自動設定ステップ

J04C 受信者の行う人工知能による設定ステップ

J05 受信者の行った設定をサーバーの記憶媒体が記録するステップ

JS01 受信者のもつウェアブル端末からの情報をサーバーへ送信する、送信ステップ

JS02 受信者の送信したウェアブル端末からの情報をサーバーが取得する、取得ステップ

JS03 受信者の送信したウェアブル端末からの情報をサーバー記憶媒体が記録するステップ

JA01 受信者の送信したウェアブル端末からの情報を用い自動設定を行うか、人工

10

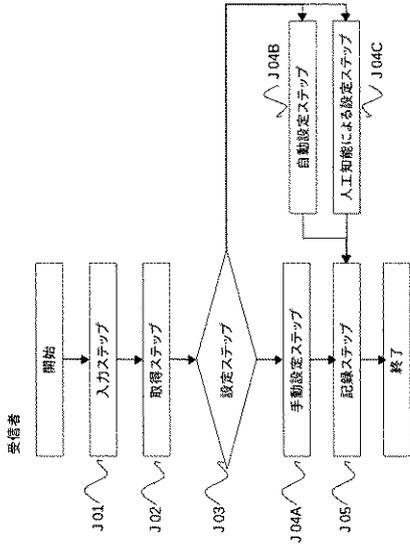
20

30

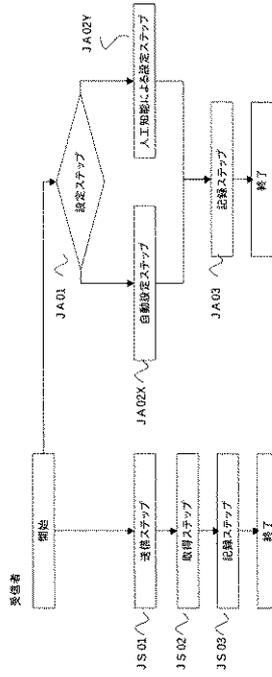
40

50

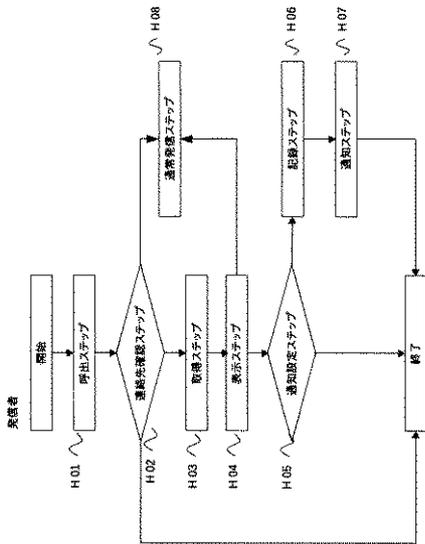
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【手続補正書】

【提出日】平成30年3月13日(2018.3.13)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

携帯電話網及びインターネット網で発信者が電話を発信する前に、電話を受ける受信者が着信の可否を発信者へ事前に知らせる方法であって、

受信者が、前記受信者の固有情報と受信通話可否情報をインターネットを介して、サーバーにする入力ステップと、

前記サーバーが、前記受信通話可否情報を取得し設定するステップと、

前記サーバーが、前記受信者が受信通話ができるかの状況を前記発信者の携帯電話上の画面へ表示させるステップと、

携帯電話又はウェアラブル端末から受けた情報と、前記受信者と前記発信者双方の保有する携帯電話内の連絡先と、インターネット網サービスの連絡先の発信受信履歴とに関して人工知能を利用し前記サーバーにて前記受信通話可否情報を自動設定するステップと、

を備えていることを特徴とするおもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 2】

携帯電話網及びインターネット網で発信者が電話を発信する前に、電話を受ける受信者が着信の可否を発信者へ事前に知らせる方法であって、

受信者が、前記受信者の固有情報と受信通話可否情報をインターネットを介して、サーバーにする入力ステップと、

前記サーバーが、前記受信通話可否情報を取得し設定するステップと、

前記サーバーが、前記受信者が受信通話ができるかの状況を前記発信者の携帯電話上の画面へ表示させるステップと、

気象情報と、交通情報とに関して人工知能を利用し前記サーバーにて前記受信通話可否情報を自動設定するステップと、

を備えていることを特徴とするおもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 3】

前記受信者が受信通話が可能な時間が経過した後、前記サーバーが電子メール、プッシュ通知、又はショートメールにて前記発信者へ通知するステップをさらに備えていることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 4】

前記サーバーが、前記受信者の前記固有情報がサーバー内記憶媒体に記憶されているかどうかを判断する判断ステップと、

前記サーバー内記憶媒体に前記受信者の前記固有情報及び前記受信通話可否情報が記憶されていない場合には、前記受信者の前記固有情報を前記サーバー内記憶媒体に記憶させるステップと、

をさらに備えていることを特徴とする請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 5】

前記発信者は、前記発信者の前記携帯電話内の記憶媒体や前記インターネット網での別途サービス内で表示される連絡先情報を読み取り、前記発信者が前記電話を発信する前に、前記サーバーが、前記受信者が受信通話可能かを前記発信者に事前に知らせるステップをさらに備えていることを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 6】

10

20

30

40

50

前記発信者は、前記発信者の前記携帯電話内の記憶媒体や前記インターネット網での別途サービス内で表示される連絡先情報を読み取り、前記サーバーが、特定の発信者に対する前記受信者の前記受信通話可否情報を前記発信者の前記携帯電話の画面上へ表示させるステップをさらに備えていることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 7】

前記人工知能を利用して設定された内容を受信者が変更できることを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 8】

携帯電話又はウェアラブル端末からのヘルス情報や、携帯電話又はウェアラブル端末のジョイロ情報、GPS情報を元に、着信を受けたくないことを、前記携帯電話網又は前記インターネット網を利用し前記サーバーへ送信し、自動に設定するステップをさらに備えていることを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

10

【請求項 9】

前記発信者及び前記受信者が前記インターネット網での電話を用いる場合、インターネット網電話のIDを電話番号の代用とすることを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月19日(2018.6.19)

20

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

携帯電話網及びインターネット網で発信者が電話を発信する前に、電話を受ける受信者が着信の可否を発信者へ事前に知らせる方法であって、

受信者が、前記受信者の固有情報と受信通話可否情報をインターネットを介して、サーバーに入力する入力ステップと、

30

前記サーバーが、前記受信通話可否情報を取得し記録するステップと、
携帯電話又はウェアラブル端末から受けた情報と、前記受信者と前記発信者双方の保有する携帯電話内の連絡先と、前記インターネット網での別途サービス内で表示される連絡先の発信受信履歴とに関して人工知能を利用し前記サーバーにて前記受信通話可否情報を自動設定するステップと、

前記サーバーが、前記受信者が受信通話ができるかの状況を前記発信者の携帯電話上の画面へ表示させるステップと、

を備えていることを特徴とするおもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 2】

40

前記受信者が受信通話が可能な時間が経過した後、前記サーバーが電子メール、プッシュ通知、又はショートメールにて前記発信者へ通知するステップをさらに備えていることを特徴とする請求項 1 に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 3】

前記サーバーが、前記受信者の前記固有情報がサーバー内記憶媒体に記憶されているかどうかを判断する判断ステップと、

前記サーバー内記憶媒体に前記受信者の前記固有情報及び前記受信通話可否情報が記憶されていない場合には、前記受信者の前記固有情報を前記サーバー内記憶媒体に記憶させるステップと、

をさらに備えていることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の、おもいやり電話送受信通

50

話サービス方法。

【請求項 4】

前記発信者の前記携帯電話は、前記発信者の前記携帯電話内の記憶媒体や前記インターネット網での別途サービス内で表示される連絡先情報を読み取り、前記発信者が前記電話を発信する前に、前記サーバーが、前記受信者が受信通話可能かを前記発信者に事前に知らせるステップをさらに備えていることを特徴とする請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 5】

前記発信者の前記携帯電話は、前記発信者の前記携帯電話内の記憶媒体や前記インターネット網での別途サービス内で表示される連絡先情報を読み取り、前記サーバーが、特定の発信者に対する前記受信者の前記受信通話可否情報を前記発信者の前記携帯電話の画面上へ表示させるステップをさらに備えていることを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

10

【請求項 6】

前記人工知能を利用して設定された内容を受信者が変更できることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【請求項 7】

携帯電話又はウェアラブル端末からのヘルス情報や、携帯電話又はウェアラブル端末のジャイロ情報、GPS情報を元に、着信を受けたくないことを、前記携帯電話網又は前記インターネット網を利用し前記サーバーへ送信し、自動に設定するステップをさらに備えていることを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

20

【請求項 8】

前記発信者及び前記受信者が前記インターネット網での電話を用いる場合、インターネット網電話の ID を電話番号の代用とすることを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の、おもいやり電話送受信通話サービス方法。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/JP2018/002603
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl. H04M3/42 (2006.01) i According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) Int.Cl. H04M3/42 Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Published examined utility model applications of Japan 1922-1996 Published unexamined utility model applications of Japan 1971-2018 Registered utility model specifications of Japan 1996-2018 Published registered utility model applications of Japan 1994-2018 Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y A	JP 2010-028463 A (NTT DOCOMO INC.) 04 February 2010, paragraphs [0017], [0029]-[0031], [0052]-[0061] (Family: none)	1-7, 10 8, 9
Y	JP 2003-174675 A (MATSUSHITA ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD.) 20 June 2003, paragraphs [0031]-[0035] (Family: none)	1-7, 10
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 08.02.2018		Date of mailing of the international search report 20.02.2018
Name and mailing address of the ISA/ Japan Patent Office 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan		Authorized officer Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2018/002603

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2014-220821 A (NEC CORPORATION) 20 November 2014, paragraphs [0020], [0021], [0025] (Family: none)	7
Y	JP 2016-157178 A (NTT DATA CORPORATION) 01 September 2016, paragraph [0072] (Family: none)	7
Y	JP 2007-180907 A (SHARP CORPORATION) 12 July 2007, paragraphs [0045]-[0047] (Family: none)	7
Y	JP 2016-152496 A (NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE) 22 August 2016, paragraphs [0028], [0029] (Family: none)	10

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2018/002603

<Subject matters to be examined>

(1) Claim 7 indicates that "an unwillingness to receive a phone call is transmitted and automatically set to a server by using a mobile network or an Internet network on the basis of health information transmitted from a mobile phone or a wearable terminal, gyro information on the mobile phone or the wearable terminal, and GPS information". From the description, it is recognized that the unwillingness to receive a phone call is transmitted to the server on the basis of GPS information and the like, and the unwillingness to receive a phone call is automatically set to the server.

On the other hand, the specification only has a description that a server receives GPS information and the like and call reception availability information is generated and automatically set on the basis of the received GPS information and the like. This is different from the above-mentioned operation for transmitting an unwillingness to receive a phone call to the server as described in claim 7.

Thus, the invention in claim 7 is beyond the scope described in the specification, and does not satisfy the support requirements under the provision of PCT Article 6.

In view of the above contents, examination is carried out by reading the contents described in the invention in claim 7 as "'the server' 'receives' health information transmitted from a mobile phone or a wearable terminal, gyro information on the mobile phone or the wearable terminal, and GPS information 'through a mobile network or an Internet network', and automatically sets 'call reception availability information on the basis of the health information, the gyro information, and the GPS information'" in consideration of the contents described in the specification.

(2) Claim 8 indicates that "information received from the mobile phone or the wearable terminal and outgoing/incoming call histories of all of contacts in mobile phones owned by a receiver and a caller and contacts in an Internet network service are automatically set on the server by using artificial intelligence". It is recognized that the outgoing/incoming call histories and the like themselves are automatically set on the server by using artificial intelligence.

On the other hand, the specification only has a description that call reception availability information is automatically set on the server by using artificial intelligence for the outgoing/incoming call histories and the like. This is different from the above-mentioned operation for automatically setting the outgoing/incoming call histories and the like themselves on the server by using artificial intelligence as described in claim 8.

Thus, the invention in claim 8 is beyond the scope described in the specification, and does not satisfy the support requirements under the provision of PCT Article 6.

In view of the above contents, examination is carried out by reading the contents described in the invention in claim 8 as "'call reception availability information' is automatically set on the server by using artificial intelligence for information received from the mobile phone or the wearable terminal and outgoing/incoming call histories of all of contacts in mobile phones owned by a receiver and a caller and contacts in an Internet network service" in consideration of the contents described in the specification.

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2018/002603										
<p>A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))</p> <p>Int.Cl. H04M3/42(2006.01)i</p>												
<p>B. 調査を行った分野</p> <p>調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))</p> <p>Int.Cl. H04M3/42</p>												
<p>最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">日本国実用新案公報</td> <td style="width: 50%;">1922-1996年</td> </tr> <tr> <td>日本国公開実用新案公報</td> <td>1971-2018年</td> </tr> <tr> <td>日本国実用新案登録公報</td> <td>1996-2018年</td> </tr> <tr> <td>日本国登録実用新案公報</td> <td>1994-2018年</td> </tr> </table>				日本国実用新案公報	1922-1996年	日本国公開実用新案公報	1971-2018年	日本国実用新案登録公報	1996-2018年	日本国登録実用新案公報	1994-2018年	
日本国実用新案公報	1922-1996年											
日本国公開実用新案公報	1971-2018年											
日本国実用新案登録公報	1996-2018年											
日本国登録実用新案公報	1994-2018年											
<p>国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)</p>												
<p>C. 関連すると認められる文献</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">引用文献の カテゴリー*</th> <th style="width: 60%;">引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示</th> <th style="width: 25%;">関連する 請求項の番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Y A</td> <td>JP 2010-028463 A (株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 2010.02.04, 段落[0017], [0029]-[0031], [0052]-[0061] (ファミリーなし)</td> <td style="text-align: center;">1-7, 10 8, 9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Y</td> <td>JP 2003-174675 A (松下電器産業株式会社) 2003.06.20, 段落[0031]-[0035] (ファミリーなし)</td> <td style="text-align: center;">1-7, 10</td> </tr> </tbody> </table>				引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号	Y A	JP 2010-028463 A (株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 2010.02.04, 段落[0017], [0029]-[0031], [0052]-[0061] (ファミリーなし)	1-7, 10 8, 9	Y	JP 2003-174675 A (松下電器産業株式会社) 2003.06.20, 段落[0031]-[0035] (ファミリーなし)	1-7, 10
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号										
Y A	JP 2010-028463 A (株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 2010.02.04, 段落[0017], [0029]-[0031], [0052]-[0061] (ファミリーなし)	1-7, 10 8, 9										
Y	JP 2003-174675 A (松下電器産業株式会社) 2003.06.20, 段落[0031]-[0035] (ファミリーなし)	1-7, 10										
<p><input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。</p>												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>* 引用文献のカテゴリー</p> <p>「A」特に関連のある文献ではなく、一般的な技術水準を示すもの</p> <p>「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの</p> <p>「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)</p> <p>「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献</p> <p>「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>の日の後に公表された文献</p> <p>「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの</p> <p>「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの</p> <p>「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの</p> <p>「&」同一パテントファミリー文献</p> </td> </tr> </table>				<p>* 引用文献のカテゴリー</p> <p>「A」特に関連のある文献ではなく、一般的な技術水準を示すもの</p> <p>「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの</p> <p>「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)</p> <p>「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献</p> <p>「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願</p>	<p>の日の後に公表された文献</p> <p>「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの</p> <p>「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの</p> <p>「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの</p> <p>「&」同一パテントファミリー文献</p>							
<p>* 引用文献のカテゴリー</p> <p>「A」特に関連のある文献ではなく、一般的な技術水準を示すもの</p> <p>「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの</p> <p>「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)</p> <p>「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献</p> <p>「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願</p>	<p>の日の後に公表された文献</p> <p>「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの</p> <p>「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの</p> <p>「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの</p> <p>「&」同一パテントファミリー文献</p>											
<p>国際調査を完了した日</p> <p style="text-align: center;">08.02.2018</p>		<p>国際調査報告の発送日</p> <p style="text-align: center;">20.02.2018</p>										
<p>国際調査機関の名称及びあて先</p> <p style="text-align: center;">日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号</p>		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">特許庁審査官 (権限のある職員)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">5 J 5 2 8 9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">白川 瑞樹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号 03-3581-1101</td> <td style="text-align: center;">内線 3534</td> </tr> </table>		特許庁審査官 (権限のある職員)	5 J 5 2 8 9	白川 瑞樹		電話番号 03-3581-1101	内線 3534			
特許庁審査官 (権限のある職員)	5 J 5 2 8 9											
白川 瑞樹												
電話番号 03-3581-1101	内線 3534											

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 8 / 0 0 2 6 0 3
C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2014-220821 A (日本電気株式会社) 2014. 11. 20, 段落[0020], [0021], [0025] (ファミリーなし)	7
Y	JP 2016-157178 A (株式会社エヌ・ティ・ティ・データ) 2016. 09. 01, 段落[0072] (ファミリーなし)	7
Y	JP 2007-180907 A (シャープ株式会社) 2007. 07. 12, 段落[0045]-[0047] (ファミリーなし)	7
Y	JP 2016-152496 A (日本電信電話株式会社) 2016. 08. 22, 段落[0028], [0029] (ファミリーなし)	10

<調査の対象について>

(1) 請求項7には「携帯電話やウェアラブル端末からのヘルス情報や、携帯電話やウェアラブル端末のジャイロ情報、GPS情報を元に、着信を受けたくないことを、携帯電話網、インターネット網を利用しサーバーへ送信し、自動に設定すること」と記載されている。該記載から、GPS情報等を元に、着信を受けたくないことをサーバーに送信し、着信を受けたくないことをサーバーに自動設定することが認められる。

これに対し、明細書には、サーバーはGPS情報等を受信し、該受信したGPS情報等を元に、受信通話可否情報を生成し自動設定を行うことについて記載されているのみである。これは、上記請求項7の記載のような、着信を受けたくないことをサーバーに送信する動作とは異なるものである。

したがって、請求項7に係る発明は、明細書に記載した範囲を超えるものであり、PCT第6条に規定される裏付けに関する要件を満たしていない。

上述した内容を踏まえ、請求項7に係る発明の上記記載内容は、明細書の記載内容を考慮し、「『サーバーは、』携帯電話やウェアラブル端末からのヘルス情報や、携帯電話やウェアラブル端末のジャイロ情報、GPS情報を『携帯電話網、インターネット網を介し受信し、前記ヘルス情報や、前記ジャイロ情報、前記GPS情報を元に、受信通話可否情報を』自動に設定すること」と読み替えて、調査を行う。

(2) 請求項8には「前記携帯電話やウェアラブル端末から受けた情報と、受信者と発信者双方の保有する携帯電話内連絡先、インターネット網サービスの連絡先の全ての発信受信履歴とを、人工知能を利用しサーバーにて自動設定すること」と記載されており、発信受信履歴等そのものを人工知能を利用しサーバーにて自動設定することが認められる。

これに対し、明細書には、発信受信履歴等について人工知能を利用することで、サーバーにて受信通話可否情報を自動設定することについて記載されているのみであり、これは、上記請求項8の記載のような、発信受信履歴等そのものを人工知能利用しサーバーにて自動設定する動作とは異なるものである。

したがって、請求項8に係る発明は、明細書に記載した範囲を超えるものであり、PCT第6条に規定される裏付けに関する要件を満たしていない。

上述した内容を踏まえ、請求項8に係る発明の上記記載内容は、明細書の記載内容を考慮し、「前記携帯電話やウェアラブル端末から受けた情報と、受信者と発信者双方の保有する携帯電話内連絡先、インターネット網サービスの連絡先の全ての発信受信履歴とを、人工知能を利用しサーバーにて『受信通話可否情報を』自動設定すること」と読み替えて、調査を行う。

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LR,LS,MW,MZ,NA,RW,SD,SL,ST,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,RU,TJ,TM),EP(AL,AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,RO,RS,SE,SI,SK,SM,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,KM,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BN,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CL,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DJ,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IR,IS,JO,JP,KE,KG,KH,KN,KP,KR,KW,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PA,PE,PG,PH,PL,PT,QA,RO,RS,RU,RW,SA,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TH,TJ,TM,TN,TR,TT

Fターム(参考) 5K201 AA05 BC28 BD01 BD02 BD03 CA08 CB02 CB05 CB10 CB14
CC04 CC08 DC02 EA05 EA07 EC06 ED04

(注)この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。